

皇前相統

あんしん

様

---

# 生前相続あんしんプラン

お申し込みの皆様へ

この度は生前相続あんしんプランにお申し込み頂きまして誠にありがとうございます。

「私が亡くなった時には誰が相続人になるのだろうか？」

「相続税の改正があるみたいだけど、改正されたら相続税はかかるのだろうか？」

「残された家族は、スムーズに手続きをすることができるのだろうか？」

生前にご自身が亡くなった時のご心配をされる方はたくさんいらっしゃいます。

また、ご家族がお亡くなりになった後、相続手続きのご相談にお見えになる方々からも

「生前どのような財産があったのかよく分からないのだけど…」

「昔、あの財産があったような気がしたけれど…」

というお声も耳にします。

誰しも先の不安はありますが、**生前にご準備をしておくことはお悩みを解消する上で非常に大切なこと**です。

しかし、何から始めていいのかよく分からない…。

そこで今回、皆様のお声を参考に、ご本人様や残されたご家族が安心してお過ごし頂けるよう、**生前相続あんしんプラン**をお作り致しました。

本商品では…

- ◆自分が亡くなった時に誰が相続人となるのかが分かる
- ◆自分が亡くなった時に相続税はどれくらいかかるのかが分かる
- ◆どのような財産があり、相続のお手続きをする際に必要となる書類が分かる
- ◆相続等に関する基本的な知識が分かる
- ◆今後の相続対策をする上での材料とする

ことを目的にお作りしてあります。

少しでも皆様のお役にたてれば幸いです。是非ご活用ください。

## 生前相続あんしんプラン 目次

予想される相続関係図	1
現在の財産債務一覧表	2
相続税簡易計算書（会計事務所作成）	3
予想される相続手続の必要書類一覧表	4
<参考資料>	
相続発生後の流れ	5
相続の基礎知識	6～7
相続税の基礎知識	8～10
遺言の基礎知識	11～13
公的年金、保険給付の一覧表	14～16
生前相続 チェックリスト	17

## 様 現在の財産債務一覧表

年 月 日現在  
(単位:円)

### 不動産(土地・建物)

種 類	所 在 地	金 額	備 考
	①		

### 預貯金・現金

金融機関	種 類	預貯金額	口座番号	備 考
合 計	②	0		

### 有価証券

会社名	種 類	金 額	株 数	備 考
合 計	③	0		

### 生命保険(みなし相続財産)

保険会社名	種 類	保 険 金 額	受 取 人	備 考
合 計	④	0		

### その他課税相続財産(退職金等)

会社名	種 類	金 額	備 考
合 計	⑤	0	

課税財産総額  
(①+②+③+④+⑤)

0 ⑦

死亡保険金控除

⑧

死亡退職金控除

⑨

債務控除  
(⑥)

0 ⑩

借入金	
未払金	
未払費用	
合計(⑥)	0

課税対象財産  
(⑦-⑧-⑨-⑩)  
(千円未満切捨)

0 ⑫

各種控除  
(⑪)

0 ⑬

基礎控除(相続人名)	
合計(⑪)	0

### 相続税額計算

課税対象財産-各種控除  
(⑫ - ⑬)

⑭

	法定相続分	法定相続分遺産 (⑭×法定相続分)	相続税額
様	1/2	0	0
様	1/2	0	0
	合計		0

☆相続税の基礎知識(P.8~10)をご参照ください

☆不動産に関しては路線価と固定資産税評価額を元に計算をしております。  
個別の具体的な評価に関しては別途お申し付け下さい。

様 相続手続 予想される必要書類 一覧表

お手続種類	お手続先	お手続時 ご連絡先	予想される必要書類							備考	
			相続届	被相続人		相続人			遺産 分割 協議書		その他必要書類
				出生から 死亡までの 戸籍謄本	除籍謄本	戸籍 謄本	印鑑 証明書	住民票			
預貯金											
投資信託											
株式											
証券口座											
出資金											
不動産											
自動車											
遺族年金											
生命保険											
自動車保険											
火災保険											
公共料金											
クレジットカード											

○・・・原本を提出するもの      ◎・・・提出後、原本を返却してもらえるもの

# 相続発生後の流れ

ご逝去の日（相続の開始） 死亡届の提出をします（7日以内）

相続開始があったことを  
知った時から三ヶ月以内

遺言書の有無を  
確認する

遺言書が故人の遺志として最優先します。  
家庭裁判所の検認が必要な場合もあります。

相続人を確認する

法定相続人になれる人は決められています。

遺産がいくらあるか  
調べる

非課税財産・債務・生前に贈与されたものを  
把握します。

相続の放棄または限定承認

相続開始があった  
ことを知った時から  
四ヶ月以内

相続財産の放棄を行う場合、または財産債務を引き継ぐが債務の支払は財産の範囲でしか責任を負わない場合（＝限定承認）は家庭裁判所に申述します。（放棄は一人ですみますが、限定承認は相続人全員の総意が必要になります。）

準確定申告 被相続人の死亡した日までの死亡年度の所得を税務署に申告・納付します

相続開始があったことを  
知った時から十ヶ月以内

遺産分けの相談を  
する

納税資金や生活資金、次の相続のことも  
考慮します。

遺産分割協議書を  
作成する

相続人に未成年者がいる場合、特別代理人の  
選任が必要となります。遺産分割協議書が  
ないと預金等を引き出せない場合があります。

相続税の申告書を  
作成する

納税資金の準備とともに延納・物納も  
検討します。

相続税の申告と納付 被相続人の最後の住所地の税務署に申告・納付します

遺産の名義変更の  
手続

遺産分割協議書に基づき不動産・動産等の  
名義変更をします。

完了

# 相続の基礎知識

## 相続とは

相続は、故人の死亡により開始します。これにより、その死亡した人（被相続人）が、生前に所有していた、土地や建物などのプラスの財産や借入金などのマイナスの財産が被相続人の夫・妻や子供などに移転することになります。プラスの財産だけでなく、マイナスの財産も移転します。

## 法定相続人とは

財産を相続できる人は民法で決められており、身内なら誰でも権利があるという訳ではありません。このように、民法で定められている相続の権利がある人を法定相続人といいます。(1 ページ 相続関係図 参照)

## 法定相続分とは

民法では、相続できる人だけではなくそれらの人がどのくらいの割合で財産を受け取れるのかという割合として『法定相続分』を定めています。また、相続人には最低限受け取れる権利の割合として『遺留分』が保証されています。

### ◆法定相続分の主な例

相続人		法定相続分
子がいる場合	配偶者	2分の1
	子	2分の1 (人数分に分ける)
子がない場合	配偶者	3分の2
	父母	3分の1 (人数分に分ける)
子も父母もない場合	配偶者	4分の3
	兄弟姉妹	4分の1 (人数分に分ける)

## 遺留分とは

私たちは誰でも自分の財産を自由に処分できるのが原則です。このことは生前だけでなく、遺言による財産の処分についても言えることです。しかし、それを無制限に認めると相続財産がすべて第三者に渡り、相続人の生活が保障されないというケースも起こりえます。

そのようなことを避けるために『遺留分』という制度があります。遺留分とは、被相続人が一定の相続人のために法律上必ず残しておいてやらなければならない相続財産の割合のことです。遺言者がこの遺留分を無視して遺言を作成したとしても、遺留分の権利のある人は一定の遺留分を取り戻すことができます。

## 法律よりも遺言が優先

被相続人が生前に遺言書を残しておくことにより、法定相続人以外の人に財産を残すことや、法定相続分以外の割合で財産を分配することができます。この**遺言による相続分は民法による法定相続分よりも優先します**。しかし、一部の法定相続人には**遺留分が保証されています**。また相続人全員の遺産分割協議により、法定相続分と異なる相続もできます。

## 相続の放棄とは

もともと相続財産を取得する意思がない場合や、プラスの財産よりもマイナスの財産の方が多く、相続をすることが困難な場合には**相続の放棄をすることができます**。

相続の放棄をする場合は3ヶ月以内に裁判所への手続が必要となります。相続の放棄を一度行うと取り消すことができませんので、期間内に慎重な判断を行う必要があります。相続開始を知った日から3ヶ月を経過すると、相続することを承認したものとされます。また、3ヶ月以内に相続人が一部でも財産の処分をしてしまうと同じく相続することを承認したものとされます。

## 限定承認とは

**限定承認とは、マイナスの財産の方がプラスの財産よりも多い場合に、プラスの財産の範囲内で支払うことを条件に相続をする方法です**。また限定承認をする場合には、相続人全員で行わなければなりません。

限定承認も相続の放棄をする場合と同様に3ヶ月以内に裁判所への手続が必要となります。

## 財産の相続には手続が必要

財産の相続は自動的に行われる訳ではありません。**財産の相続には種類によってそれぞれ名義の変更や解約、もらうための手続を行わなければなりません**。

相続手続の完了していない場合には解約や売買、贈与等の手続ができません。またご自身がお亡くなりになられた後にお子さんやお孫さんの代の方が名義変更の手続をしようとする、兄弟姉妹や親戚の方との協議や書類のやり取りが必要になるケースがあり、スムーズに手続が進まない場合も多く見受けられます。亡くなった方の名義のまま使用されている方は、お早めにお手続きをとることをお勧めします。

**残された方がスムーズに手続をするためにも、「どのような財産があるのか」、「どのようなお手続き書類が必要になるのか」を知っておくことは大事です**。

# 相続税の基礎知識

## 相続税とは

親、配偶者、など親族から財産を相続により譲り受けた者に対して課せられる国税を相続税といいます。また、遺言によって財産を譲り受けた場合（他人も含みます）も相続税が課せられます。

## 相続税は全員が支払うわけではない

相続税は、相続でその財産を取得した人が負担するものですが、相続したら100%税金を支払うものではありません。**被相続人の財産が一定額以内（基礎控除額）であれば相続税はかかりません。**以前は、この基礎控除のため、課税対象となるだけの財産をもっている方は4.1%程度でしたが、今後の相続税改正で6%程度の方が課税対象となると言われております。

## 相続税はどうやって計算するの？

相続税をどのように計算するのかは以下の流れのようになっています。相続税の計算例（10ページ）を一緒に見ていただくとわかりやすいと思います。

- ① 被相続人の財産を全て洗い出し、それぞれの財産をお金で換算（財産評価）します。相続財産は以下の3つに分けることができます。また、財産評価の原則は、死亡当日の「時価」ですが、財産の種類によってそれぞれ評価方法が相続税法等により決まっています。

### 相続財産

金融資産や不動産など被相続人が築き上げた財産そのもの

### みなし相続財産

死亡保険金、死亡退職金など死後に受取る権利も相続財産に含む

### 相続開始3年以内の贈与

被相続人から相続開始前3年以内に贈与されたことがある場合には、その取得した財産

- ② 全ての財産から相続税の対象とならない以下の財産、債務（銀行借入などの債務や被相続人が支払わなければならなかった住民税、固定資産税等）、葬式費用を除き、課税価格の総額を求めます。

### 非課税財産

取得した財産の中には、その財産の性質、社会政策的、国民感情からみて、相続税の対象とすることが適当でない財産について非課税としています。主に次のようなものがあります。

- ◆法定相続人のうち未成年者、障害者、1人につき500万円の死亡保険金、墓地、墓石、等

- ③ 課税価格の総額から基礎控除額を差引いた金額が相続税の対象となる金額です。  
この金額がゼロかマイナスになれば、相続税の申告や納税の必要はありません。

#### 基礎控除

相続税には法定相続人(6 ページ参照)の数に応じた基礎控除があります。

$$\text{基礎控除} = 5,000 \text{ 万円} + 1,000 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数}$$

- ③ ここからが相続税の計算になりますが少し複雑です。③の「相続税の対象となる金額」に相続税の税率をかけるのではありません。まず、仮に法定相続分どおり配分したとして、法定相続人がそれぞれいくらずつになるのか計算します。その金額に応じて、相続税の税率(10 ページ参照)を掛けて、それぞれの仮の相続税額を出します。この各相続人の金額を足し合わせたのが相続税の総額となります。
- ⑤ 相続税の総額が計算できたら、実際に財産を取得した割合に応じて配分します。さらに誰が相続するかによって、配偶者税額控除、障害者控除、2割加算など税額控除と加算があって、納税額が決定されます。

#### 相続税の申告と納付はいつまで？

相続税は被相続人が亡くなられた日(知った日)の翌日から **10 か月以内に申告書を提出**します。納付期限も申告期限と同じなので **10 か月以内に相続税を納付**します。ただし、現金で一括納付が困難な場合には、一定の要件のもとで分割納付(延納)や不動産などでの納付(物納)が認められる制度もあります。

#### 相続税の申告は自分でできるの？

相続税の申告は1つ1つ丹念に計算していけば手に負えなくはありません。ただ、**相続財産の評価は様々な特例措置があるため評価をする人によって評価額にかなりの差がある**と言われており、特に土地の評価は差があるようです。納める税額が、評価する人によって変わってきますので、**ノウハウのある専門家にお願ひする**ということも一考です。

# 相続税の計算例

## CASE

法定相続人(法定相続分):妻(1/2)、長男(1/4)、次男(1/4)  
 遺産の内訳:相続財産 9,500万円、死亡保険金 4,500万円、葬式費用 500万円、借入金 1,500万円  
 実際に相続した遺産(実際の分割割合):妻 4,500万円(3/8)、長男 6,000万円(4/8)、次男1,500万円(1/8)

① すべての相続財産 1億5,500万円						
相続財産 1億1,000万円				みなし相続財産 4,500万円		相続開始 3年以内の贈与 0円
土地	建物	現預金	その他	生命保険金 退職金等		

② 課税価格の総額 1億2,000万円		
非課税財産 1,500万円	債務 1,500万円	葬式費用 500万円

死亡保険金:法定相続人3名 × 500万円

③ 相続税の対象となる金額 4,000万円	
基礎控除 8,000万円	5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人の数

法定相続分どおり配分したと仮定

妻 1/2 2,000万円	長男 1/4 1,000万円	次男 1/4 1,000万円
相続税 250万円	100万円	100万円

各人の法定相続分の金額を相続税の速算表に当てはめ、各人ごとの仮の相続税額を計算します

各法定相続人の取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
1,000万円超 3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超 5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超 1億円以下	30%	700万円
1億円超 3億円以下	40%	1,700万円
3億円超	50%	4,700万円

相続税額を合計

④ 相続税の総額 450万円	
----------------	--

実際の分割割合に応じて相続税を配分

妻 3/8	長男 4/8	次男 1/8
168.75万円	225万円	56.25万円

誰が相続するかによって税額控除と加算があります。

- ・配偶者税額控除(\*)  
配偶者は財産の法定相続分が、1億6千万円以下のどちらか大きい金額まで無税
- ・2割加算  
配偶者や一親等血族(親・子・代襲相続人)以外は納税額の2割加算。(孫養子も含む)

税額控除を加味して納税額を計算

⑤		
0円(*)	225万円	56.25万円

その他、贈与税額控除、未成年者控除、障害者控除、相次相続控除、外国税額控除があります。

# 遺言の基礎知識

## 遺言とは

遺言とは、人の生前における意思を尊重して、遺言者の死後にその意思を実現させるための制度です。つまり、遺言によって死後の財産や権利について継承者を自由に決められるという法律行為です。

## 遺言の必要性

被相続人が財産の分配について何も言わずに亡くなると、残された相続人が集まり話し合いによって分配方法を決めることとなります。これを『**遺産分割協議**』と言い、この話し合いで財産をめぐる争いやもめ事を起こして、兄弟仲が悪くなるというケースも少なくありません。

また、財産が金融財産だけであれば、財産の分割も簡単で分けやすいのですが、不動産や株といった財産の場合、誰がどれを相続するのかなど、利害が衝突して上手くまとまらないことが多くなります。

しかし、被相続人が残した遺言書があれば、法律上遺言が優先されるため、相続人はそれに従うこととなります。このように**争いを未然に防ぐためにも遺言を作成しておく必要性があるでしょう。**

## こんな場合には遺言を

### 財産の配分に自分の意思を反映させたい

実際に相続人が取得する相続分は、次の順序で決まります。

- ① **遺言**(被相続人が遺言で相続人の相続分を指定する)
- ② **遺産分割協議** (遺言がなかった場合に相続人全員の合意で決定する)
- ③ **法定相続分** (遺言がなく、遺産分割協議もしなかった場合)

遺言をしていないと、相続人間の遺産分割協議や法定相続分で相続され、被相続人の意思が反映されません。**遺言をしておけば、自分の意思に沿った相続が行われます。ただし、遺留分の制限を受けます。**

## 自分の死後にもめ事を残さないようにしたい

遺言で遺産分割、子の認知、マイナス財産の処理方法を明確に指示しておくことによって、死後の紛争を未然に防ぐことができます。

- ◆自分の死後、遺言によって認知をしたい場合
- ◆親不孝な息子に遺産を相続させたくない場合
- ◆特定の相続人に、遺産の全部、または大部分を相続させたい場合
- ◆遺言によって、法定相続人以外の人に財産を与えたい場合（遺贈）

ただし、**相続人のために最低限残しておかなければならない一定の割合**があります。これを『**遺留分**』と言います。

## 遺言者について

遺言は誰でもができるというわけではありません。

**満15歳に満たない未成年者と、遺言する能力のない者は遺言を作成することはできません。**遺言は、人が死後に向けて行う最後の意思表示ですので、その意思表示は『本物の意志表示』でなければいけません。

**意思能力の有無が問われますので、例えば「泥酔」しているときの遺言は無効**です。また、**たとえ親であっても子供（未成年者）に代わって遺言を作成することはできません。**精神上の障害によって時事を弁識する能力を欠く状況にある人（成年被後見人）は、一時回復したときに2人以上の医師が立会い、署名押印すれば遺言を作成できます。また、精神上の障害によって時事を弁識する能力が著しく不十分な人（被保佐人）は、遺言に関して制限はありませんので、医師の立会いがなくても自由に作成できます。口や耳が不自由な人は、通訳を使って公正証書遺言または秘密証書遺言ができます。

## 遺言の種類

遺言の方式は、大別して『**普通方式**』と『**特別方式**』の2種類があります。

- ◆**普通方式**
  - ①自筆証書遺言
  - ②公正証書遺言
  - ③秘密証書遺言
  
- ◆**特別方式**
  - ①死亡危急者の遺言
  - ②伝染病隔離者の遺言
  - ③在船者の遺言
  - ④舶遭難者の遺言

一般的によく利用されているのは、**自筆証書遺言と公正証書遺言**です。

## ①自筆証書遺言

最も一般的な遺言です。要件は、全文を自分で書く、日付を自分で書く、氏名を自分で書く、押印する の四つです。

メリットは、非常に簡単で、手軽に作れるという点。デメリットは、そもそも遺言を見つけてもらえなかったり、要件が欠けていたために無効になってしまったりするケースや、偽造される恐れがあるという点。また、死亡後に家庭裁判所の検認の手続きが必要です。

## ②公正証書遺言

遺言者が遺言の内容を公証人に話し、それを公証人が公正証書として作成するものです。専門家が作成してくれて保管もしてくれるので確実に安全ですが、多少の手間と費用がかかり、証人2人以上が必要です。家庭裁判所の検認の手続きは必要ありません。従って、その公正証書遺言により、直ちに相続手続きができます。

## ③秘密証書遺言

自筆証書遺言と公正証書遺言を組み合わせたようなものです。遺言者が遺言を作成、押印し、封印して公証人に提出し、遺言者の遺言であることを確認してもらうものです。ワープロで書ける、秘密を守れる、偽造変造を防げるなどのメリットはありますが、多少の手間と費用がかかる、証人2人以上が必要、公証人は保管してくれないので、検認の手続きが必要などのデメリットがあります。

\*\*\*参 考\*\*\*\*\*

### ◆公証人の手数料（平成23年7月末現在）

財産価額	基本手数料	財産価額	基本手数料
100万円まで	5,000円	3,000万円まで	23,000円
200万円まで	7,000円	5,000万円まで	29,000円
500万円まで	11,000円	1億円まで	43,000円
1,000万円まで	17,000円		

（注）1億円を超えると、5,000万円ごとに下記の金額を加える

財産価額	基本手数料	財産価額	基本手数料
3億円まで	13,000円ずつ	10億円超	8,000円
10億円まで	11,000円ずつ		

- 1.財産価額は時価を基準とし、不動産の場合は評価額などを参考にして公証人が算定。
- 2.基本手数料は、相続人・受遺者ごとに算定し合算。
- 3.財産価額の合計額が1億円以下の場合、基本手数料の合算額に11,000円を加算。
- 4.その他、正本・謄本代が必要。

## 公的年金・保険給付の一覧

それぞれ受給要件があります。受給要件を満たしても請求しないともらえません。

国民年金	遺族基礎年金	国民年金に加入していた被保険者等（第1号被保険者等）が亡くなった時、高校生（障害者は20歳）までの子がいる妻、及び子に支給されます。 例）配偶者と高校生1人が遺族1,023,100円	お問合せ先  住所地の 市区町村 役場
	死亡一時金	亡くなった方が老齢基礎年金や障害基礎年金を受けていない場合や、その方の死亡により遺族基礎年金を受けられる遺族がいない場合、国民年金の保険料納付期間に応じ、120,000円～320,000円の範囲で、一時金として支給されます。	
	寡婦年金	亡くなった夫が、老齢基礎年金や障害基礎年金を受けていない場合、妻に60歳から65歳まで支給されます。	
	未支給年金	年金受給者が亡くなった時	
厚生年金	遺族厚生年金	厚生年金保険の被保険者や老齢厚生年金を受けられる資格期間を満たしている場合などに支給され、支給額は、生年月日・被保険者期間の月数・もっていた報酬に基づき計算されます。要件を満たせば、同時に遺族基礎年金も受けられます。	社会保険 事務所
	未支給年金	年金受給者が亡くなった時	

各共済 組合	遺族共済年金	公務員等で共済組合の組合員や、退職共済年金等の受給権者が亡くなった場合に支給されます。	加入共済 組合の支部 等
	未支給年金	年金受給者が亡くなった時	
労災保険	葬祭料（費）	業務または通勤災害の死亡	勤務先の 管轄労働 基準監督署
	遺族（補償） 年金等		
雇用保険	未支給分	失業により基本手当または傷病手当をもらっていた方の死亡で未支給分がある時	ハロー ワーク
厚生年金 基金	未支給給付	年金受給者の死亡。基金により独自の死亡一時金が支給される場合もあり。	各基金
国民健康 保険	葬祭費	国民健康保険の被保険者が亡くなった時、支給されます。（上田市の場合、5万円）	住所地の 地区町村 役場
健康保険	埋葬料	健康保険の被保険者又は被扶養者が亡くなった場合に、支給されます。 支給額（一律5万円）	勤務先の 管轄社会 保険事務所
	家族埋葬料		
	埋葬費		
国民健康 保険 健康保険	高額療養費	医療費が高額になり、限度額を超えて医療機関に支払った分が支給されます。限度額の一例 一般 80,100円 上位所得者 150,800円 市町村民税非課税世帯 35,400円	役場 社会保険 事務所

#### ◇ 年金をもらっている方が亡くなった場合の手続

年金受給権者死亡届の提出が必要になります。(厚生年金 10 日以内、国民年金 14 日以内) この届出が遅れると年金を取りすぎることとなり、後で返さなければならなくなります。

#### ◇ 故人が受け取っていない年金「未支給年金」の請求を

年金は偶数月に直前の 2 か月分が支給されます。(例 ; 4 月に支給されるのは 2, 3 月分となります。) 老齢年金は亡くなった月までの分までが対象となります。4 月 20 日に亡くなった場合、4 月分までが対象となるため、4 月分は未支給年金として、故人と生計を一緒にしていた遺族の方(配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順で先順位者)に支給されます。未支給年金の請求は、死亡届と複写になっています。この場合、遺族年金は、死亡月の翌月(5 月分)から対象になります。

#### ◇ 遺族年金の第 1 回目支給は、手続をしてから 3~4 ヶ月先になります。手続が遅れるともらうのも遅くなります。

#### ◇ 夫が死亡した場合、妻の厚生年金は

妻が 65 歳前の場合は、自分の年金か、遺族年金どちらかの選択しかありません。(1 人 1 年金)

妻が 65 歳以降は下記①~③のうちもらえる額の一番多いものを選択します。

- ① 妻の老齢基礎年金+夫の老齢厚生年金の 3/4 (遺族厚生年金)
- ② 妻の老齢基礎年金+妻の老齢厚生年金
- ③ 妻の老齢基礎年金+夫の老齢厚生年金の 1/2+妻の老齢厚生年金の 1/2

#### 遺族年金の請求に必要な書類 (参考)

- |                       |                      |
|-----------------------|----------------------|
| ① 年金手帳・被保険者証          | 死亡された人・請求者           |
| ② 戸籍謄本                | 請求者                  |
| ③ 除籍謄本                | 死亡された人               |
| ④ 住民票 (生計維持証明)        | 世帯全員                 |
| ⑤ 印鑑証明                |                      |
| ⑥ 住民票の除票              | 死亡された人               |
| ⑦ 年金証書・恩給証書           | 請求者・死亡された人           |
| ⑧ 印鑑                  | 請求者 (認印可)            |
| ⑨ 死亡診断書または死亡届の記載事項証明書 |                      |
| ⑩ 所得証明書 (非課税証明)       | 請求者・子 及び 在学証明書 子     |
| ⑪ 健康保険証               | 死亡された方・請求者           |
| ⑫ 共済組合の年金加入期間確認通知書    |                      |
| ⑬ 預金通帳 (本人名義)         | 請求書に金融機関の証明を受けた場合は不要 |
- ※ 必要な書類等については、裁定請求をされる方により異なることがあります。

## 相続手続 生前手続チェックリスト

生前の相続手続でできることには、どのようなことがあるでしょう？ チェックリストにまとめてみましたので、チェックしてみましょう。

チェック項目		具体的にすべき内容、留意点	判定	
			○	×
①	相続人の確定はできていますか？	戸籍の確認、家系図の作成等		
②	相続財産（財産・負債）の整理はできていますか？	預金通帳、固定資産名寄帳、株式明細、通帳履歴の確認等		
③	相続財産はどこに何があるか分かるようになっていますか？	覚書やメモ、同居人や親族への申し伝え等		
④	どのように相続財産をお渡しするか整理できていますか？	遺留分の検討		
⑤	遺言はできていますか？	遺言の種類の設定、要件の確認、公正証書遺言作成手続等		
⑥	相続税のシミュレーションはできていますか？	計算資料の準備、保険金・退職金見込額の算定		
⑦	相続税のシミュレーションは毎年見直していますか？	時価評価の金額の見直し、再計算		
⑧	（納税見込の場合）納税額の準備はできていますか？	納税原資の確保、保険の活用、物納・不動産売却の検討		
⑨	相続税対策として、生前贈与は行なっていますか？	株価評価、贈与税申告 （配偶者に対する居住用財産の贈与、直接尊属からの住宅取得等の資金の贈与）		
⑩	「相続時精算課税」の検討は行ないましたか？	贈与税申告		
⑪	「エンディングノート」は活用していますか？	①～③までを1冊にまとめて記載できる遺言以外の様々な事を書き留める（葬儀の事、家族・友人・知人へのメッセージ等）		



\*\*\*\*\*

製作

 **相続手続支援センター® 東信**

長野県上田市古里692-2

TEL 0268-25-6789

 **税理士法人 小山会計**  
KOYAMA  
ACCOUNTING OFFICE

長野県上田市古里692-2

TEL 0268-22-7615

\*\*\*\*\*